

# 被災した農業用機械・畜舎等の復旧

## 農業用機械・畜舎等の再建・修繕・再取得

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得を支援(補助率3/10以内)。
- 補助上限額や対象地域の制限を撤廃。事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機等の取得も対象。
- 令和2年7月豪雨が特定非常災害等に指定されたこと等を踏まえ、補助率を3/10から1/2に引き上げる(※1)ほか、今回新たに農業専用トラック(※2)の修繕・再取得を支援対象に追加。

【被災農業者(※1)】

国 5/10	地方 4/10(※3)
-----------	----------------

- ※1 被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者が対象。
- ※2 被災時に新車登録から14年以内であって、被災前及び復旧後に農業専用で使用されるものが対象。
- ※3 令和元年台風第19号対策では、宮城県、福島県等で4/10を措置。

## 農業用機械のリース

- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)では、被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業用機械を支援(補助率:本体価格1/2以内)。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械が対象。
- 事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。

国 1/2	※地方公共団体の の上乗せ可	手数料
本体価格		

[農業用機械の再取得]



[畜舎の再建]

